請　　書

収入
印紙

1　業　　務　　名

2　業　務　場　所

3　契　約　金　額　　￥　　（うち消費税及び地方消費税の額￥　　）

4　完　了　期　限　　平成　　年　　月　　日

5　検査職員の検査時期　　完了届を提出した日から１０日以内の日

6　契約代金の支払時期　　適法な支払請求を提出した日から３０日以内の日

上記の業務をお請けするについては、次の事項を確実に守ります。

(1)　完了期限を厳守すること。
(2)　業務の施行については、すべて協会の監督職員の指導監督に従うこと。
(3)　業務に使用する材料は、使用前に協会の監督職員の検査を受けること。
(4)　水中又は地下に埋設する業務その他完成後外面から明視することができない業務は、協会の監督職員の立合いのうえ、施行すること。
(5)　業務の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、協会の監督職員がその補修を請求した時は、これに従うこと。この場合において、契約金額を増し、又は完了期限を延長しないこと。
(6)　請負人の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務が完了できない場合においては、完了することができない部分の額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を計算した額の損害金を納めること。
(7)　業務が完了した時は、完了届を提出し、協会の検査職員の検査を受け業務目的物の引き渡しをすること。
(8)　前項の検査によって図面又は仕様書に適合しない箇所がある場合は、指定の期限に補修し、その期限を経過した時は、第６項の例によって損害金を納めること。
(9) 業務目的物の引渡し前に生じた損害は、すべて請負人において負担すること。

平成　　年　　月　　日

（請　負　人）　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

公益財団法人岡崎市学校給食協会理事長